

皆さんの投票所はこちらです



投票区	投票所	該当区域
第1	宇土市老人福祉センター	新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、定府町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、新小路町、門内町、古城町、旭団地、新町団地、宇土一番館
第2	宇土市役所別館	石小路町、船場町、新町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、栄町、高柳町、北段原町、浦田町、築籠町（一区、二区）、馬之瀬町（大曲）
第3	城之浦一区公民館	新松原町、旭町（江部）、城之浦町（一区、二区）、三拾町（中野）、水町
第4	花園コミュニティセンター	立岡町、古保里町、松山町（百合ヶ丘）
第5	五色ふれあい館	松山町（上松山、下松山、松山団地、五色坂）
第6	轟公民館	伊無田町、栗崎町（打越、栗崎）、神馬町（城、馬場）、神合町（神山、神原）、石橋町、宮庄町（宮庄、三蔵、扇谷）、椿原町、神馬団地、恵塚町（飯塚）
第7	緑川公民館	恵塚町（恵里）、野鶴町（鶴見塚、伊津野）、城塚町
第8	下新開公民館	新開町（上新開、下新開）、笹原町（潟、辺田）
第9	網引公民館	網引町（猪白、小舟、馬立、清辻）
第10	網津防災センター	網津町（割井川、馬門、網津本、平原、潟、旭）、住吉町（新川東、駅前、東中村、西中村、新川西、笠岩、堤、三丁）
第11	住吉漁業協同組合会議室	網津町（梅咲、直築）、住吉町（浜通、住吉、鮫鯉、小部田、長部田、宇城学園、駅前の一部）
第12	走潟小学校ミーティングルーム	走潟町（東走、南走上、南走下、三ヶ、北走、西走上、西走下、平木）
第13	長浜福祉館	長浜町（小池、長浜東、長浜中、西の1、西の2、浦小松、笠瓜）
第14	戸口公民館	下網田町（辺田目東、辺田目西）、戸口町（戸口東、戸口北、戸口本、戸口横、戸口出）
第15	網田コミュニティセンター	上網田町（新地、田平、引の花、清水、東、堂園、寺登）、下網田町（上床、中登、宮の前、塩屋、下戸田、西原団地、西原）
第16	赤瀬公民館	赤瀬町（平岩、赤瀬本村、赤瀬松山）
第17	古場田公民館	下網田町（古場田、米の口）、赤瀬町（古屋敷）
第18	境目団地一区集会所	善道寺町、境目町（境目、団地一区、団地二区、団地三区、団地四区）
第19	宇土東保育園	松原町、三拾町、松原団地、駅前団地、大坪団地、袋内団地、ケアプラザ宇土、馬之瀬町（馬之瀬）
第20	宇土市保健センター	一里木町（一里木、一里木西）、入地町、御領橋、入地団地、入地ニュータウン、入地中央、南段原町、芝光苑、照古苑、旭町（綾織）
第21	宇土ありあけ保育園	花園町（三日、佐野）、花園台町、岩古曾町（上古閑、曾畑、布古閑、岩熊、布古閑団地）

※今後の状況により、投票所を変更する場合があります

宇土市議会議員一般選挙

投票日 10月4日(日) 午前7時～午後7時

告示日 9月27日(日)

10月20日の任期満了に伴い、宇土市議会議員一般選挙が行われます。定数は18人です。私たちにとって身近で大切な選挙です。棄権することなく、ぜひ投票に行きましょう。

告示日(立候補届出日)
9月27日(日)

▽立候補届出受付時間

午前8時30分～午後5時

▽立候補届出会場

・市役所庁舎1階会議室1

午前8時30分～午前11時

・選挙管理委員会事務局

午前11時～午後5時

投票日

10月4日(日)

午前7時～午後7時

※第17投票所(古場田公民館)は午後6時まで

開票

10月4日(日)

午後8時～

※会場については、現在調整中です



投票のご案内

投票できる人

日本国民で、次の両方の要件を満たし、選挙人名簿に登録された人です。

①投票日現在で満18歳以上の人(平成20年10月5日までに生まれた人)

②令和8年6月26日以前に宇土市に転入の届出を行い、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人

※投票できる人には投票所入場券(はがき)を郵送します。紛失等で投票所入場券がない場合は、投票所で本人確認ができれば投票できます

期日前投票

投票日当日に仕事やレジャーなどの用事で投票に行くことができない人は、期日前投票ができます。

▼期間 9月28日(月)～10月3日(土)

▼時間 午前8時30分～午後8時

▼場所 宇土市役所別館、

網津防災センター、

網田コミュニティセンター

※花園コミュニティセンター及び宇土シティモールの期日前投票所は開設しません

不在者投票

▽他の市区町村で行う不在者投票

出張などで投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、他の市区町村選挙管理委員会で行う不在者投票ができます。

▽指定病院等で行う不在者投票

不在者投票ができる施設として指定

を受けた病院・老人ホーム等に入院・入所中の人は、その施設で不在者投票ができます。

▽郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの人で、一定の要件に該当する人や介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便等による不在者投票ができます。この制度を利用して投票を行うには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

代理投票制度

病気やケガなどで投票用紙の記入が難しい場合には、投票所の職員が立ち会って本人の代理で投票用紙に記入することができます。投票の秘密は守られますので、必要な場合は投票所でお申し出ください。

※ご家族が代理で記入することはできません

その他

・投票日当日は、投票所入場券に記載された投票所のみで投票ができます。

・立候補者の氏名や政見などを掲載した選挙公報は、行政区長を通じて各世帯へ配布します。

※今後の状況により、会場等を変更する場合がありますので、ご了承ください

選挙管理委員会事務局

☎(27)4556